

5 ライフライン

5-1 配水池施設一覧

名 称	所 在 地	構 造	形状寸法 (m)	容量 (m ³)
高 山 配 水 池	三崎町小網代字高山	鉄筋コンクリート造	円筒型 内径 36×深さ 5.5	5,500
ずい道配水池	初声町下宮田字入ノ沢 三崎町小網代字水谷戸	鉄筋コンクリート造	馬蹄形 内径 (5.0×5.8) × 長さ 750	20,000
小網代配水塔	三崎町小網代字道庭	全溶接鋼板製	円筒型 内径 10×高さ 28	2,200
引橋配水池	三崎町小網代字丸畑	鉄筋コンクリート造	角型 7.85×8×4×2 池	500
		鉄筋コンクリート造	角型 10×10×4×2 池	800
松輪配水池	南下浦町金田字鋒	ステンレス鋼板製	円筒型 外 12 (内 8.4) × 高 10 (2層式)	1,000
計		—		30,000

5-2 水源施設一覧

水源別	所在地	口径 (mm)	深さ (m)	取水量 (m3)
三戸水源井	初声町三戸字池ノ上	300	100.0	休止中
上宮田1号水源井	南下浦町菊名字奥越	300	100.0	休止中
上宮田2号水源井	南下浦町菊名字奥越	300	100.0	休止中
飯森水源井	初声町下宮田字入ノ沢	300	130.0	休止中
高円坊2号水源井	初声町高円坊字渡戸	300	150.0	休止中
高円坊3号水源井	初声町高円坊字黒根	300	150.0	休止中
高円坊4号水源井	初声町高円坊字細田	300	59.4	休止中
小網代水源井	三崎町小網代字大米	300	100.0	休止中
下宮田水源井	初声町下宮田字風早	300	56.0	休止中
松輪1号水源井	南下浦町松輪字田鳥原	300	62.0	休止中
松輪2号水源井	南下浦町松輪字田鳥原	300	93.0	休止中
毘沙門水源井	南下浦町毘沙門字亀甲山	300	130.0	休止中
小計	—			0
市外水源				29,300
合計	—			29,300

※水質悪化により、井戸水源は休止としている。

総務省への公営企業経営健全化計画（H19～H23）の中で、平成20年度末に高円坊2号水源井を休止、また、平成21年度末に下宮田水源井、毘沙門水源井を休止。

平成23年度末に、三戸、上宮田1号及び2号、飯森の各水源を休止。平成23年度末をもって、全井戸の取水を停止した。

5-3 応急給水用資機材整備状況一覧

	種 別	数 量	能 力	保 管 場 所	備 考
取水用機械	水中 モーターポンプ	2 式	φ 25 30～90ℓ/分	高山配水池・高円坊倉庫	単相 100V
	汲上用 ベビーポンプ	1 式	φ 50 180～320 ℓ/分	高円坊倉庫	単相 100V
	発電機	3 台	200V/100V 3.6KVA/36A	高円坊倉庫	単相 200V
	発電機	1 台	100V15A	高山配水池	工事用
	発電機	2 台	100V16A	高山配水池	
	発電機	2 台	100V 9A	高山配水池	
給 水 用 具	給水タンク	10 基	1.5t	高山配水池・ずい道配水池（出口）・旧 上宮田送水ポンプ所・小網代配水塔・ 松輪配水池	ステンレス製
	ポリ容器	300 個	20ℓ	高山配水池・ずい道配水池（出口）・旧 上宮田送水ポンプ所・松輪配水池・高 円坊倉庫	
	応急給水袋	10,000 袋	10ℓ	高山配水池・ずい道配水池（出口）・旧 上宮田送水ポンプ所・小網代配水塔・ 松輪配水池・高円坊倉庫	200 袋每梱包
	自立型給水栓	32 基		高山配水池ずい道配水池（出口）・旧 上宮田送水ポンプ所・松輪配水池・高 円坊倉庫	町野継手 65A 蛇口 4 栓付
	投光器	18 台		高山配水池・旧上宮田送水ポンプ 所・小網代配水塔・松輪配水池	100W・500W ハロゲン
	鉄管切断機	1 台		高山配水池	エンジンカッター
自動給水分配装置	1 台	0.5ℓ×50 袋/分 1.0ℓ×20 袋/分 1.5ℓ×15 袋/分 3.0ℓ× 8 袋/分	高円坊倉庫	発電機も含む 5.0KVA (100V/200V)	
給 水 用 運 搬 車	小型貨物自動車	1 台	1.5 tトラック	第 2 分館	1.5t タンク搭載可能
	小型貨物自動車	1 台	1.0 tトラック	第 2 分館	1.0t タンク搭載可能
	軽貨物自動車	1 台	施設巡回車(軽トラック)	第 2 分館	ポリ容器搭載可能
	軽貨物乗用車	1 台	パトロール車	第 2 分館	ポリ容器搭載可能
	軽貨物乗用車	1 台	検査車	第 2 分館	ポリ容器搭載可能
	軽貨物乗用車	1 台	監督車	第 2 分館	ポリ容器搭載可能

5-4 鋼板プールによる貯水量・給水範囲

設置場所	所在地	貯水量	給水可能範囲
三浦市立初声中学校	初声町下宮田 3725	450,000ℓ	26,000ℓ×16日
〃 南下浦中学校	南下浦町金田 206	428,000ℓ	26,000ℓ×16日
〃 三崎中学校	三崎町六合 45-1	450,000ℓ	26,000ℓ×16日
計	3基	1,328,000ℓ	78,000ℓ×16日

(注) 給水可能範囲算定基準

ろ水機 ろ過能力 時間当り 1,300ℓ

ろ水機 1日稼動時間 20時間

1,300ℓ×20時間=26,000ℓ

5-5 100トン型飲料水兼用耐震性貯水槽一覧

No	設置場所	所在地
1	三浦市立三崎小学校	三崎1丁目 20-32
2	南下浦市民センター	南下浦町上宮田 3274
3	三浦市立初声中学校	初声町下宮田 3622
4	岬陽児童公園	岬陽町 26の内

6 物資・復旧資材

6-1 防災備蓄倉庫一覧

区分	配置場所	所在地	設置年度
防災倉庫	旧三浦市消防本部	栄町 24-7	平成 3 年度
	横須賀市三浦消防署 三崎出張所	三崎 3 丁目 12-21	平成 10 年度 平成 13 年度
	旧三浦市消防本部 引橋分署	初声町下宮田 149-1	平成 5 年度
	城山倉庫	城山町 6-9	昭和 59 年度
	南下浦市民センター	南下浦町上宮田 3274	昭和 59 年度 平成 19 年度
	初声市民センター	初声町入江 200	昭和 59 年度
避難地・避難所 防災倉庫	名向小学校	三崎町諸磯 65	平成 25 年度
	三崎中学校	三崎町六合 45-1	平成 7 年度
	初声中学校	初声町下宮田 3622	平成 7 年度
	初声中学校	初声町下宮田 3622	平成 14 年度
	岬陽小学校	岬陽町 10-1	平成 8 年度
	南下浦小学校	南下浦町菊名 1096	平成 8 年度
	上宮田小学校	南下浦町上宮田 3040	平成 8 年度
	南下浦中学校	南下浦町金田 206	平成 9 年度
	南下浦中学校	南下浦町金田 206	平成 14 年度
	旧三崎中学校	城山町 5-1	平成 9 年度
	三崎小学校	三崎 1 丁目 20-32	平成 10 年度
	旭小学校	南下浦町上宮田 950	平成 11 年度
	県立三浦初声高校和田キャンパス	初声町和田 3023-1	平成 11 年度
	県立城ヶ島公園	三崎町城ヶ島	平成 25 年度
	三浦市農協松輪支店	南下浦町松輪 1292 先	平成 12 年度
	三浦市農協大乘支店	南下浦町毘沙門 1567-1 先	平成 12 年度
	三浦スポーツ公園	初声町下宮田赤坂字 446-1	平成 18 年度
防災教室	三崎小学校	三崎 1 丁目 20-32	—
	旧三崎中学校	城山町 5-1	—
	上宮田小学校	南下浦町上宮田 3040	—
	剣崎小学校	南下浦町松輪 1710	—
	初声小学校	初声町下宮田 3728	—

6-2 防災資機材備蓄一覧

品名	数量	備考	品名	数量	備考
水槽	10		非常用哺乳瓶	180	
発動発電機	42	車載5台	非常用紙オムツ	3,495	小人用S
投光器	37		非常用紙オムツ	1,796	小人用L
テント	6		非常用紙オムツ	432	大人用L
簡易組立トイレ	172		非常用紙オムツ	924	大人用M
身障者用トイレ	56		非常用紙オムツ	360	大人用S
スコップ	155		チェンソー	29	
万のう	25		ガソリン缶	204	
ジョレン	2		バール	29	
ツルハシ	80		三角巾	130	
ノコギリ	79		床マット	484	
ハンマー	16		ブルーシート	367	
チルホール	7		簡易間仕切りパネル	116	
油圧ジャッキ	20		自主防災組織貸与資機材		
パック毛布	4,582		担架	158	
担架	55		小型動カポンプ	25	
土のう袋	8,304		ヘルメット	927	
大型炊飯器	1		防災器具庫	58	
救急セット(300人)	1		組立式リヤカー	58	
救急セット(100人)	30		拡声器	94	
拡声器	6		応急処置セット	53	
組立リヤカー	7		スコップ	118	
ジャッキ(2t)	24		バール	118	
ジャッキ(10t)	4		ツルハシ	59	
防水シート	14		ジャッキ(2t)	59	
コードリール	32		ノコギリ	118	
斧	9		ハンマー	58	
トイレットペーパー	10,400		ワイヤカッター	58	
スタンドパイプ	26		コンロ	58	

6-3 自主防災隊器具庫一覧

No.	防 災 隊 名	配 置 年 度	配 置 場 所
1	日の出区防災隊	平成7年度	三崎1丁目3-9 学 生 堂 横
2	入船区防災隊	平成7年度	三崎丁目10-14 大谷呉服店裏
3	仲崎区防災隊	平成5年度	三崎2丁目17-5 仲 崎 苑 内
4	西浜区防災隊	平成14年度	三崎5丁目19-5 第2分団詰所内
5	宮城区防災隊	平成6年度	三崎5丁目7-9 宮城会館付近
6	原区防災隊	平成6年度	岬陽町10-39 岬陽児童公園内
7	宮川区防災隊	平成7年度	岬陽町28 フレッシュショップトミ先
8	田中区防災隊	平成6年度	晴海町3-24 田中区会館内
9	向ヶ崎区防災隊	平成6年度	向ヶ崎町8 向ヶ崎公園内
10	諏訪区防災隊	平成11年度	諏訪町4-25先 諏訪区民会館前
11	東岡区防災隊	平成3年度	天神町11 天神町公園内
12	西海上区防災隊	平成7年度	三崎4丁目10-8先 海南神社児童遊園地内
13	白石区防災隊	平成6年度	白石町21-31 白石区歌舞島会館
14	海外区防災隊	平成7年度	海外町4-11 海 外 会 館 前
15	諸磯区防災隊	平成6年度	諸磯1870 諸磯漁業協同組合前
16	小網代区防災隊	平成6年度	小網代字鷺野1267-2 都市計画道路西海岸線
17	城ヶ島区防災隊	平成4年度	城ヶ島411 三浦市漁村センター脇
18	通り矢区防災隊	平成8年度	晴海町16-17 通り矢区民会館脇
19	金原区防災隊	平成7年度	六合1-121先 金 原 会 館 前
20	金原西区防災隊	平成12年度	金田1617-3先 ウインザーハイム前
21	尾上区防災隊	平成8年度	尾上町17 尾上自治会集会場横
22	油壺若草区防災隊	平成8年度	小網代54-37 グローイングシティ会館前
23	上宮田第1区防災隊	平成3年度	上宮田516-2 上宮田区民会館前
24	上宮田第1区防災隊	平成7年度	上宮田530 レストランココス前
25	上宮田第2区防災隊	平成4年度	上宮田3274 南下浦市民センター内
26	上宮田第3区防災隊	平成6年度	上宮田2081先 加藤米酒店先空き地
27	上宮田第4区防災隊	平成7年度	上宮田2949 県営上宮田団地12号棟前
28	上宮田第5区防災隊	平成6年度	上宮田1334-12 集 会 管 理 棟 前

No.	防 災 隊 名	配 置 年 度	配 置 場 所
29	上宮田第 6 区防災隊	平成 7 年度	上宮田 3 1 0 0 水深公園前
30	上宮田第 7 区防災隊	平成 7 年度	上宮田 2611-31 先 根辺ヶ谷戸公園内
31	菊名区防災隊	平成 3 年度	菊名 1 6 2 菊名区民会館前
32	金田区防災隊	平成 11 年度	金田 2 3 6 - 7 金田区民会館前
33	金田区防災隊	平成 12 年度	金田 2 0 2 0 - 5 岩浦バス停前
34	松輪区防災隊	平成 5 年度	松輪 1 1 8 5 松輪会館前
35	毘沙門防災隊	平成 6 年度	毘沙門 1 4 5 8 先 第 9 分団詰所内
36	大乘区防災隊	平成 6 年度	毘沙門 1 9 3 5 - 2 大乘区民会館前
37	三戸神田区防災隊	平成 7 年度	三戸 1 0 6 7 先 民宿やまこ荘前
38	三戸北区防災隊	平成 6 年度	三戸 1 0 9 1 上諏訪神社手前公園内
39	三戸谷戸上区防災隊	平成 7 年度	三戸 2 5 5 4 先 田中喜春宅前
40	黒崎区防災隊	平成 5 年度	下宮田 2 4 2 第 11 分団詰所脇
41	下宮田神田区防災隊	平成 5 年度	下宮田 2 0 0 初声市民センター内
42	飯森区防災隊	平成 6 年度	下宮田 3 2 6 - 2 飯森区集会所前
43	元屋敷区防災隊	平成 8 年度	下宮田 1 8 7 9 先 元屋敷会館前
44	高円防東防災隊	平成 6 年度	高円防 1 4 8 - 3 先 野菜共同集出荷場横
45	高円防西防災隊	平成 12 年度	高円防 1 4 8 - 3 先 野菜共同集出荷場横
46	竹ノ下区防災隊	平成 7 年度	和田 1 3 8 1 竹ノ下区集会場前
47	赤羽根区防災隊	平成 4 年度	和田 2 8 6 9 先 和田公園内
48	赤羽根区防災隊	平成 15 年度	和田 2 7 5 2 - 1 赤羽根会館敷地内
49	和田の里区防災隊	平成 6 年度	和田 2 5 9 1 先 八雲神社内
50	矢作区防災隊	平成 3 年度	和田 3 5 2 3 - 2 8 先 民宿浜路前
51	入江区防災隊	平成 7 年度	入江 2 7 4 - 2 先 シーサイドタウン 4 号棟脇
52	杵形区防災隊	平成 9 年度	下宮田 1 0 7 9 - 1 5 0 先 丸山公園内
53	飯森中区防災隊	平成 9 年度	下宮田 6 5 2 - 3 先 飯森公園内
54	引橋区防災隊	平成 7 年度	下宮田 1 4 9 引橋分署内
55	三崎口仲田区防災隊	平成 11 年度	下宮田 6 1 4 - 1 先 飯森仲田公園内
56	内込区防災隊器具庫	平成 12 年度	下宮田 1 0 4 5 先 下宮田市営住宅公園内
57	コスモ三浦海岸防災隊	平成 8 年度	上宮田 1 3 8 7 - 1 2 コスモ三浦海岸敷地内

6-4 自主防災隊スタンドパイプ配置一覧

No.	地区名	配置場所	格納場所	整備年度
1	日の出区	三富染物店付近	防災隊倉庫	平成30年度
2	仲崎区	仲崎公園	区倉庫	平成30年度
3	西海上区	海南神社	神社倉庫	平成30年度
4	西浜区	2分団詰所	防災隊倉庫	平成30年度
5	宮城区	宮城会館付近	防災隊倉庫	平成30年度
6	宮川区	トミー青果付近	防災隊倉庫	平成30年度
7	田中区	田中会館前	防災隊倉庫	平成30年度
8	向ヶ崎区	花石付近	区倉庫	平成30年度
9	東岡区	中村タバコ付近	区倉庫	平成30年度
10	白石区	二町谷神明神社	区倉庫	平成29年度
11	諸磯区	道路記念碑付近	区倉庫	平成30年度
12	小網代区	愛光電機(株)付近	区倉庫	平成30年度
13	城ヶ島区	城ヶ島区民センター	区倉庫	平成30年度
14	上宮田1区	区民会館	防災隊倉庫	平成30年度
15	上宮田2区	南下浦市民センター	防災隊倉庫	平成30年度
16	上宮田4区	県営12号棟付近	区倉庫	平成30年度
17	上宮田5区	ハイツ集会場	防災隊倉庫	平成30年度
18	上宮田6区	水深公園	防災隊倉庫	平成30年度
19	菊名区	区民会館	防災隊倉庫	平成30年度
20	矢作区	民宿浜路前	防災隊倉庫	平成30年度
21	松輪区	松輪出荷場	防災隊倉庫	平成30年度
22	大乗区	区民会館	防災隊倉庫	平成30年度
23	黒崎区	区民会館	防災隊倉庫	無償貸付
24	神田区	初声市民センター	防災隊倉庫	平成30年度
25	飯森区	区集会所	防災隊倉庫	平成30年度
26	高円坊区	出荷場付近	防災隊倉庫	平成30年度
27	赤羽根区	赤羽根会館	防災隊倉庫	平成30年度
28	沓形区	丸山公園	区倉庫	平成30年度

6-5 三浦市建設業災害時緊急工作隊編成表

三浦市に災害が発生した際、市長の要請に基づき、災害時緊急工作隊を派遣し応急仮設住宅の建設等に従事することを主たる任務とする。



6-6 広域応援活動拠点施設

三浦市は災害により応援部隊等を受け入れる必要があると認めるときは、県立三浦初声高等学校に対し、施設を使用することについて要請を行い神奈川県内外からの応援部隊等の活動拠点として使用できる。

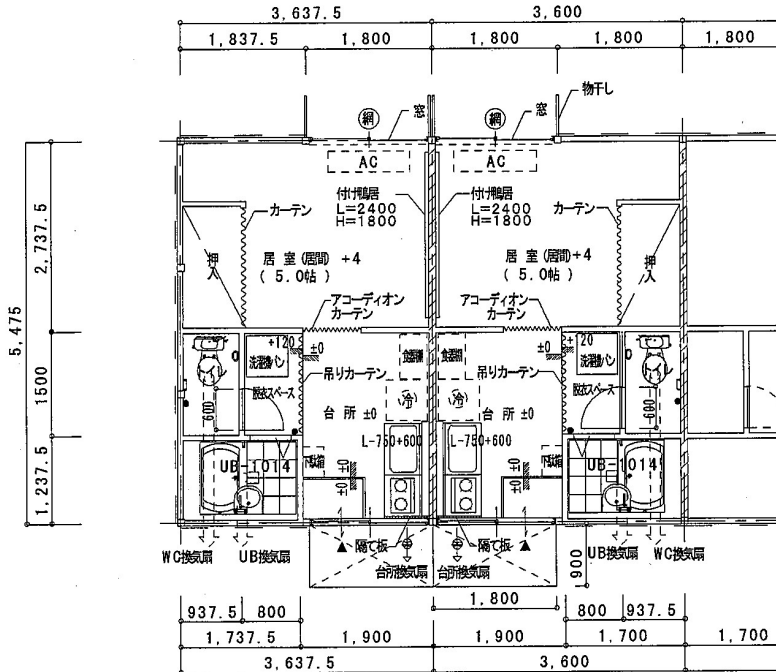
施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
県立三浦初声高等学校 (入江キャンパス)	三浦市初声町 入江 274-2	046-889-1771	緊急輸送路第1次路線 国道 134 号沿い

6-7 応急仮設住宅標準仕様書 (標準タイプ) (組立ハウス)

設計概要		仕様書		備考	
モジュール	構造	居室(原則)	居室(標準)	居室(特設)	居室(特別)
1,800mm×1,840mm (柱間中心) 単位: mmとする	軽量鋼骨鉄筋コンクリート構造	1.800mm×1.840mm (柱間中心) 単位: mmとする	1.800mm×1.840mm (柱間中心) 単位: mmとする	1.800mm×1.840mm (柱間中心) 単位: mmとする	1.800mm×1.840mm (柱間中心) 単位: mmとする
基礎	木杭: φ900 末口 90mm 土台 大引き: 木製又は鋼製	床	タイルカーペット	木製 又は 塩ビ製	カーテン&レール(ダブル) レースカーテン 遮光カーテン
床組	束: 木杭 φ900 末口 75mm 又は 鋼製	押入	タイルカーペット	同上	中厨付(既設無) H=800 カーテン、カーテンレール
屋根	折板又は瓦葺カチン鋼板/瓦形式 外壁/バルコニー: 外 鋼板 内 鋼板 間仕切り: 木製下地、又は鋼板下地 世帯間仕切り: 化粧石膏ボード t=9.5 (5尺井まで) 障子/壁紙: グラスウール入り (t=5.0相当 10kg同等品) 下地石膏ボード t=12.5 + 化粧石膏ボード t=9.5 (4尺壁まで 3階毎) コンクリート: グラスウール入り (t=5.0相当 10kg同等品) 仕上げ: 化粧石膏ボード t=4.0 (下地 石膏ボード t=9.5)	浴室	1014 又は ユニットバス 1116 又は 1216	入り口断面積は180未満とする。浴FLは、浴外合流を避ける 浴FLは、浴外合流を避ける	2点セットタイプ 手摺: 内側に1ヶ所設置 外側に1ヶ所設置 (標準) FL+H900 風呂のフタは含む
天井	引き運又は吊り下げアルミサッシ戸 引き運アルミサッシ窓 内装器具: 原則としてアコーディオンカーテン(単板式) H=1,740, W=800以上とする	トイレ	塩ビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地	木製 又は 塩ビ製	水栓式 手摺付き(標準タイプH=800) 手摺を内側1ヶ所設置 便器は洋式 手洗い付ロータンク(貯水量) ペーパーホルダー(H=600) タオル掛け
柱・梁	軒構・梁: 鋼製材とする	玄関	塩ビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地	木製 又は 塩ビ製	床見切り(への字)
設備	給排水: 原則として水道用標準型化ビル管(温水器は別添)又は同等品 流し排水: 原則として樹脂製化ビル管(混合水栓)とする 汚水排水: 原則として樹脂製化ビル管とする(飯前排水は排水管に準ずる) ガス: フロント又は都市ガス供給でガス配管とし白ガス管・ガスフレキ管とする 給湯設備: ガス沸かし湯沸かし設備 換気: 換気用16号(フロント又は排気ガス) 火災警報器: 住宅用火災警報器、各居室に設置する(防動装置の付合は任意) 工事範囲: 屋外1mまで(フロントは集合設置を含む) 給電線: 掛線3線式100V 30A 引き込みケーブル16戸毎 GV22~38mm ² -3C 照明器具: 居室は蛍光灯32W+30W 台前はFL20W×2連続設置 トイレは1L40W 入口はFL10W コンセント: 居室(6帖)は2連2ヶ所 居室(4.5帖)は2連2ヶ所 台前は2連1ヶ所 浴室用2連1ヶ所 換気扇用巻取り1ヶ所 洗濯機用2連1ヶ所 屋外給湯器用外部防火2連1ヶ所 トイレは巻取り型(オプション)用1口1ヶ所 エアコン用(原則2設置)・電子レンジ用・ガス漏れ警報器用コンセント(2連1付1設置) 注: 上記の別添電気器具類を揃える場合は、電気容量不足等の問題が生じます。 スイッチ: ユニット内照明器具SWは換気扇SWは別添 TEL: 別途工事 スリーブ: 別途工事(TEL用20φ、クレー用75φ 1ヶ所/1戸) T V: 屋内にTV端子(1ヶ所/1戸) 工事範囲: 屋内工事のみ	郵便受 各住戸 1ヶ所設置 標識 各棟1ヶ所設置(300×300) 緊急札 各住戸1ヶ所設置 扉 900×1800 程度(メーカー仕様品) 防火扉は別添 耐震養生(鋼製ワイヤー・カバー付/4階層を標準とする) 付付機器 L=2400各戸に1箇所設置 塩ビ化粧材又は木製 H=1800 幅60~90(標準)	特記事項 出入口: 塩ビ製扉(※別添) 合流: 居室3間の各階は排水用ポリプロピレン製排水材(※別添)を使用する(見込みは別添) その他: 建設中の地盤が軟弱な場合は、別途地盤改良が必要となります。		

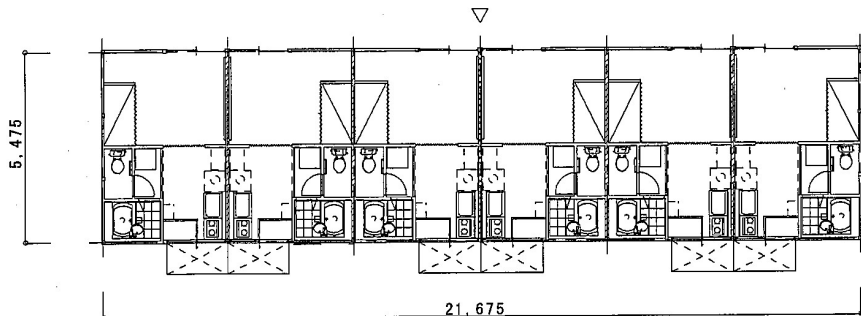
6-8 応急仮設住宅標準図 一般図

(1) 組立ハウス (1DK 平面図)

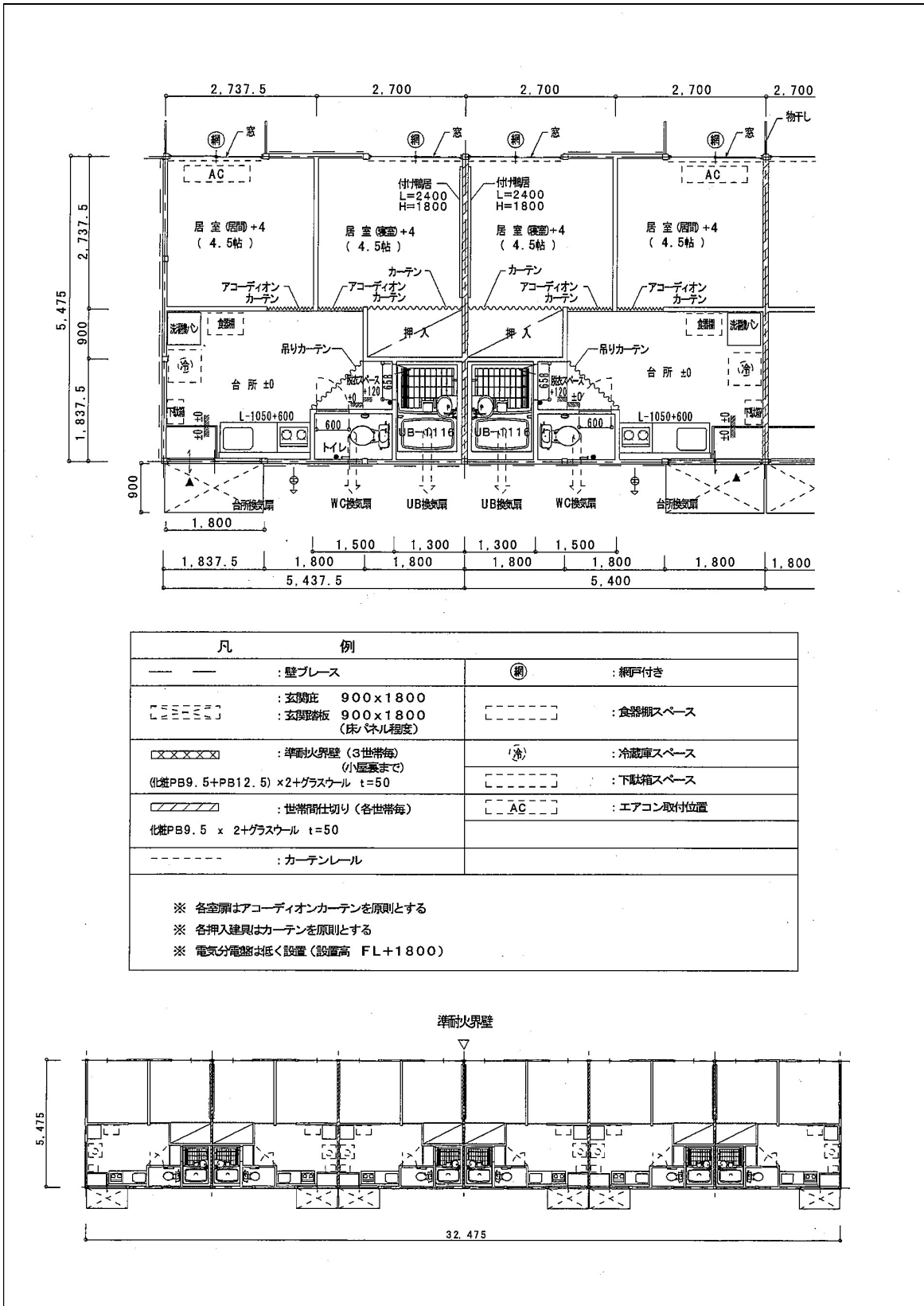


凡 例			
— — — — —	: 壁ブレース	(網)	: 網戸付き
[]	: 玄関庇 900×1800 : 玄関踏板 900×1800 (床レベル程度)	[]	: 食器棚スペース
XXXXXX	: 準耐火界壁 (3世帯毎) (小屋裏まで) 化粧PB9.5+PB12.5)×2+ガラスウール t=50	(冷)	: 冷蔵庫スペース
//////	: 世帯間仕切り (各世帯毎) 化粧PB9.5 × 2+ガラスウール t=50	[]	: 下駄箱スペース
-----	: カーテンレール	[AC]	: エアコン取付位置
※ 各室扉はアコーディオンカーテンを原則とする ※ 各押入建具はカーテンを原則とする ※ 電気分電盤は低く設置 (設置高 FL+1800) ※ 玄関両側扉は (FLより) H=1300設置			

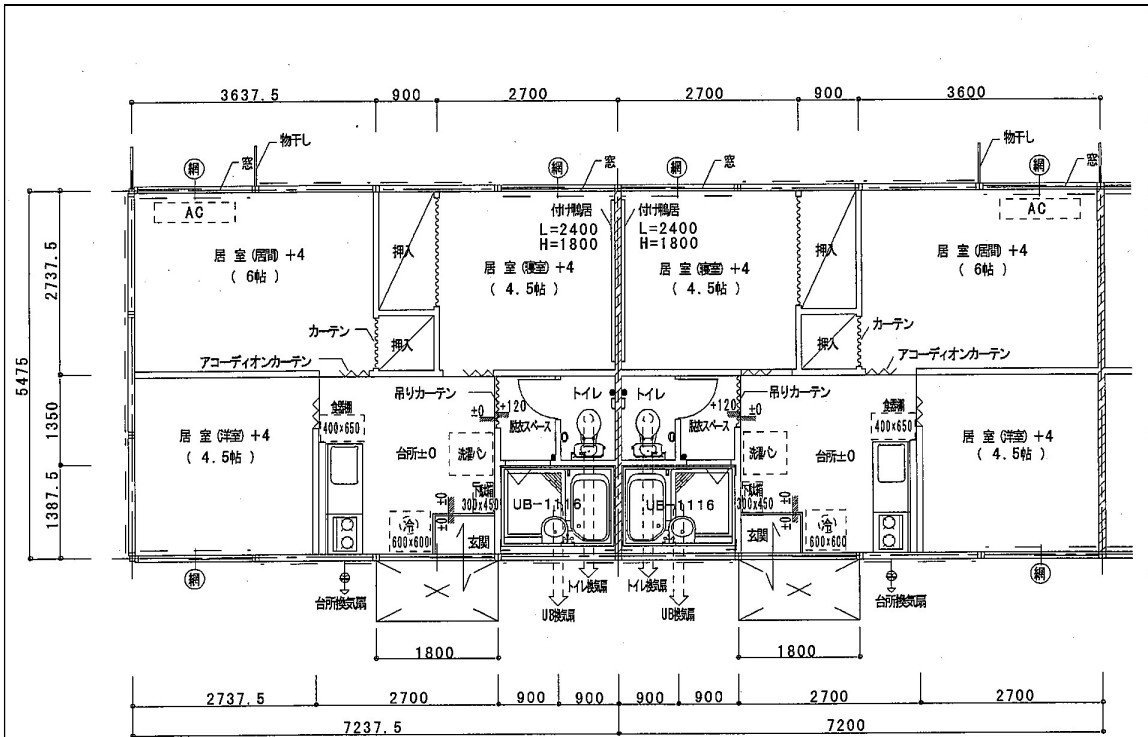
準耐火界壁



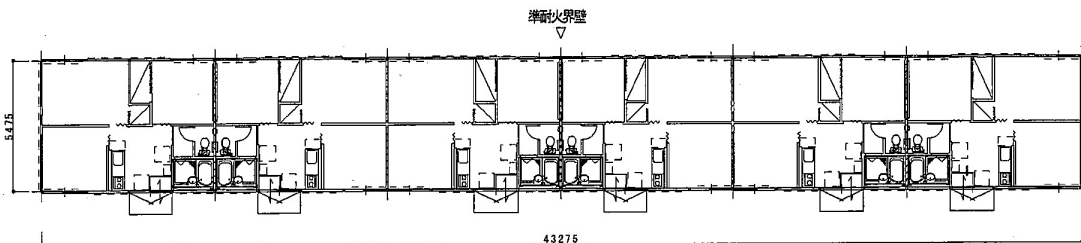
(2) 組立ハウス (2DK 平面図)



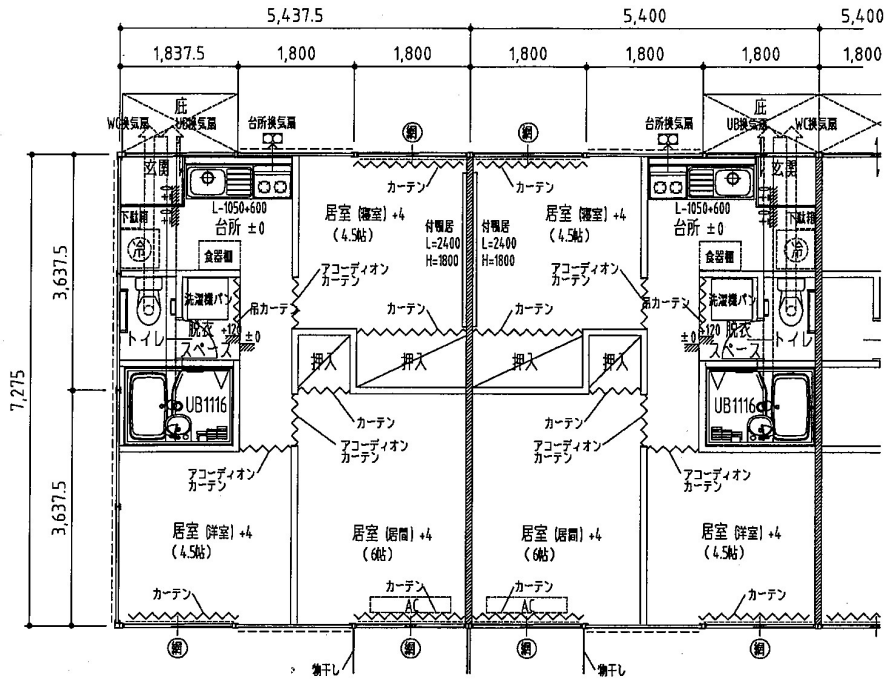
(3) 組立ハウス (3K 平面図 タイプ1)



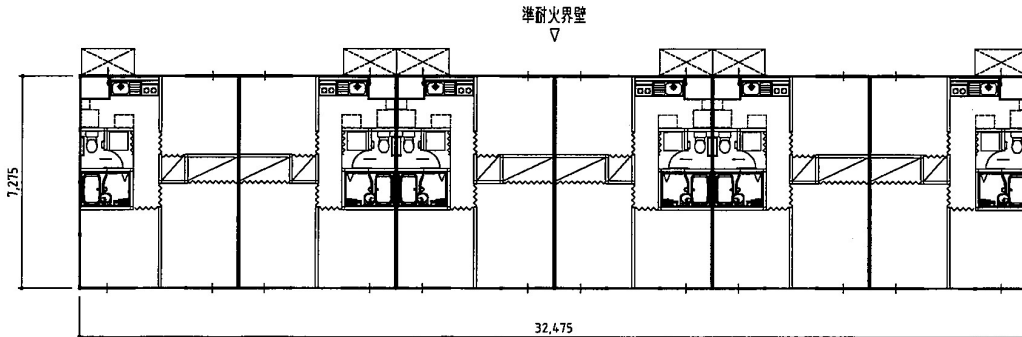
凡 例			
— — — — —	: 壁ブレース	⊙	: 網戸付き
[≡ ≡ ≡ ≡]	: 玄関庇 900×1800 : 玄関踏板 900×1800 (床レベル程度)	[]	: 食器棚スペース
[× × × ×]	: 準耐火壁 (3世帯毎) (小屋裏まで)	[冷]	: 冷蔵庫スペース
(化粧PB9.5+PB12.5) × 2 + グラスウール t=50	: 世帯間仕切り (各世帯毎)	[]	: 下駄箱スペース
[// //]	: 世帯間仕切り (各世帯毎)	[AC]	: エアコン取付位置
化粧PB9.5 × 2 + グラスウール t=50	: カーテンレール		
※ 各室扉はアコーディオンカーテンを原則とする ※ 各押入建具はカーテンを原則とする ※ 電気分電盤は低く設置 (設置高 FL+1800)			



(4) 組立ハウス (3K 平面図 タイプ2)



凡 例			
-----	: 壁ブレース	⊙	: 網戸付き
⊠	: 庇 900×1800 : 玄関踏板 900×1800 (床パネル程度)	□	: 食器棚スペース
⊗	: 準耐火界壁 (3世帯毎) (小屋裏まで) (化粧PB9.5+PB12.5) × 2+ガラスウールt=50	⊖	: 冷蔵庫スペース
▨	: 世帯間仕切 (各世帯毎) 化粧PB9.5×2+ガラスウールt=50	□	: 下駄箱スペース
-----	: カーテンレール	AC	: エアコン取付位置
※各室扉はアコーディオンカーテンを原則とする ※各押入建具はカーテンを原則とする ※電気分電盤は低く設置 (設置高 FL+1800)			



7 緊急輸送

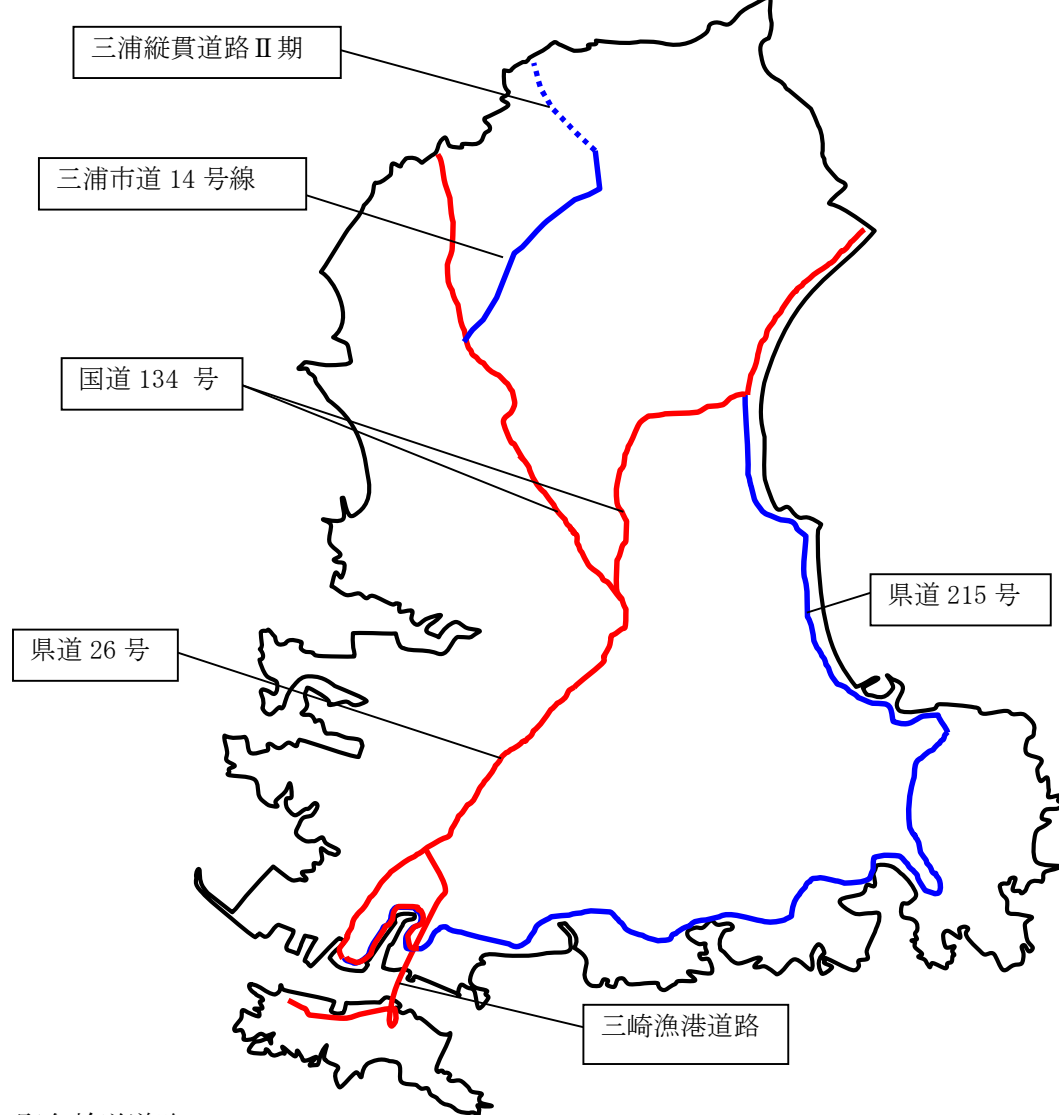
7-1 公用車両一覧

課 別	普通車			小型車		軽自動車			大型特殊	小型特殊	消防車両							計
	乗用車	貨物車	特種車	乗合車	乗用車	貨物車	乗用車	貨物車			特殊車	梯子車	化学車	救助車	消防車	救急車	普通車	
議会事務局	1																	1
土木課						2		3			1							6
清掃事業所		1	13			8		1			1							24
環境センター			1			3		2			1							7
市場管理事務所								1										1
給水課						2		4										6
営業課								1										1
文化スポーツ課						1												1
給食調理場								1										1
南下浦市民センター								1										1
初声市民センター								1										1
子ども課				1	1													2
健康づくり課								2										2
営業開発課								1										1
観光商工課								1										1
農産課								1										1
水産課								1										1
下水道課								1										1
財産管理課	4				3		10	4										21
高齢介護課							1											1
市立病院			1	1	3		4	1										10
消防団													16			1		17
計	5	1	15	4	7	16	18	26			3				16			108

7-2 車両給油取扱所一覧

No.	事業所名	住所	電話
1	(株)カヤマ	三浦市三崎5丁目19-13	881-6115
2	三崎石油(株)三崎給油所	三浦市原町1-2	881-3456
3	(有)三和石油商会	三浦市三崎町諸磯8	881-3014
4	(株)吉澤石油店	三浦市三崎町諸磯319	881-4671
5	(有)渡辺商事	三浦市南下浦町毘沙門669	881-3296
6	(有)カネ久商店	三浦市南下浦町松輪1366-1	886-0201
7	(有)吉田石油	三浦市南下浦町上宮田3348	888-0120
8	スタシオン三浦海岸	三浦市南下浦町上宮田3356-1	889-0363
9	三浦市農協初声給油所	三浦市初声町入江260-1	888-3145
10	三浦市農協三戸給油所	三浦市初声町三戸1110-2	888-3191
11	三浦市農協南下浦給油所	三浦市南下浦町菊名193	882-0511
12	三浦市農協三崎給油所	三浦市三崎町小網代66-4	882-5782

7-3 緊急輸送路線図



緊急輸送道路

第1次路線

No.	路線名	区間	備考
1	国道 134 号	全線	三浦市域内
2	県道 26 号 (横須賀三崎)	全線	三浦市域内
3	三崎漁港道路	全線	三浦市域内
4	県道 215 号 (上宮田金田三崎港)	県道 26 号 (横須賀三崎) ~ 三崎漁港道路交点	

第2次路線

No.	路線	区間	備考
1	県道 215 号 (上宮田金田三崎港)	三崎漁港道路交点 ~ 国道 134 号交点 (三浦海岸)	
2	三浦縦貫道路Ⅱ期	林 IC ~ 市道 14 号交点 (工事中)	三浦市域内
3	三浦市道 14 号線	三浦縦貫道路Ⅱ期交点 ~ 国道 134 号交点	

7-4 大震災発生時における緊急交通路指定想定路線

No.	路線名	区間
1	国道 134 号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
2	県道 26 号 (横須賀三崎)	本町交差点から日の出交差点までの間

7-5 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

1 関係機関等

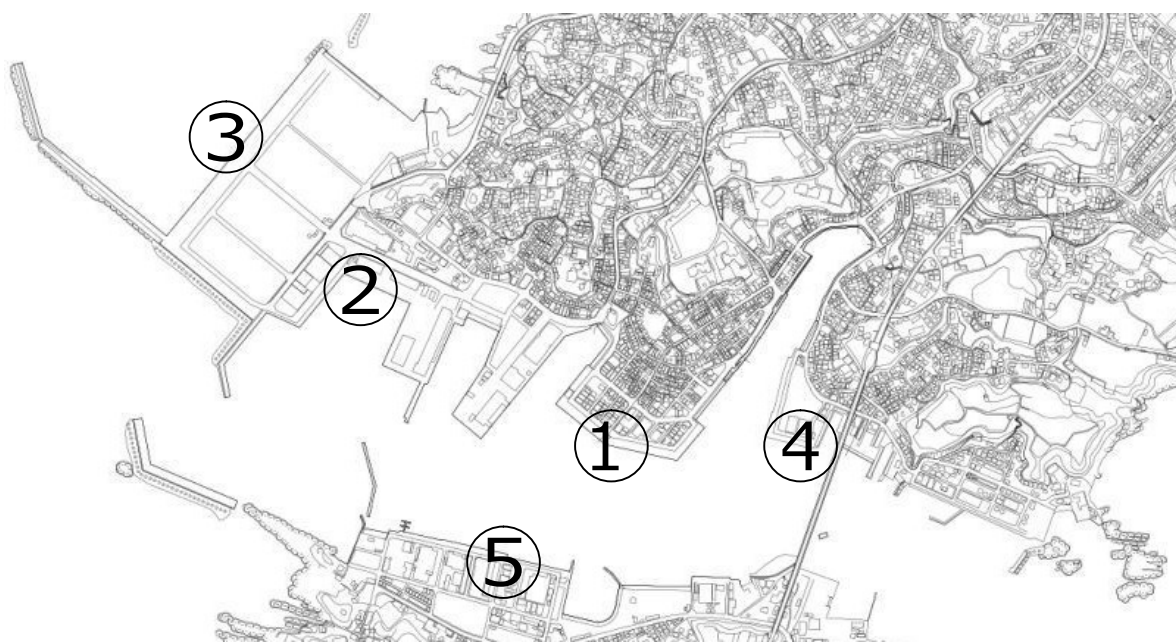
名称	所在地	発着場面積		散水設備	備考
		東西×南北 (m)	面積 (㎡)		
旧三崎中学校運動場	三浦市城山町 5-1	70×90	6,300	○	
初声中学校運動場	三浦市初声町下宮田 3622	70×80	5,600	×	
三崎中学校運動場	三浦市三崎町六合 45-1	100×60	6,000	×	
南下浦中学校運動場	三浦市南下浦町金田 206	60×100	6,000	○	
二町谷岸壁	三崎 5 丁目地先	25×476	11,900	×	

2 三浦市 (ドクターヘリ用)

名称	所在地	発着場面積 (㎡)	備考
三浦市立病院	三浦市岬陽町 4-33	13×13=169	ドクターヘリ用

7-6 舟艇等の接岸可能地点一覧

名称	接岸可能箇所	平均水深 (最低水位)	接岸可能舟艇 の限界総トン数	備考
三崎漁港	① 花暮岸壁	三浦市三崎2丁目、3丁目(1号岸壁、2号岸壁)	6(4)m 800t	
	② 新港岸壁	三浦市三崎5丁目(特別目的岸壁、-6m岸壁)	7(5)m 2,000t	神奈川県地域防災計画上の緊急物資受入施設
	③ 二町谷岸壁	三浦市三崎5丁目(-10m岸壁、-8m岸壁)	8(6)m 10(8)m 3,000t 5,000t	
	④ 向ヶ崎岸壁	三浦市向ヶ崎町(1号岸壁、2号岸壁)	5(3)m 600t	
	⑤ 城ヶ島岸壁	三浦市三崎町城ヶ島(1号けい船岸壁、2号けい船岸壁)	6(4)m 800t	



7-7 緊急物資受入施設

施設名	所在地	電話	備考
三浦市総合体育館	三浦市初声町入江 169	889-0404	緊急輸送路第1次路線 国道134号沿い

8 条例・要綱

8-1 三浦市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、三浦市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三浦市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 横須賀市の消防吏員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

- 6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬等)

第 5 条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償については、三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年三浦市条例第 14 号）の定めるところによる。

(議事等)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 28 日三浦市条例第 9 号）

この条例は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 26 日三浦市条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 27 日三浦市条例第 32 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日三浦市条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日三浦市条例第 6 号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

8-2 三浦市防災会議委員名簿

条 例 根 拠	役 職 名
会長	三浦市長
第3条第5項第1号 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者	関東総合通信局電波監理部次長
	横須賀海上保安部長
	関東農政局神奈川拠点総括農政推進官
第3条第5項第2号 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	横須賀三浦地域県政総合センター所長
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター所長
	神奈川県東部漁港事務所長
	神奈川県横須賀土木事務所長
第3条第5項第3号 神奈川県警察の警察官のうちから市長が任命する者	三崎警察署長
第3条第5項第4号 横須賀市の消防吏員のうちから市長が任命する者	横須賀市三浦消防署長
第3条第5項第5号 市長がその部内の職員のうちから指名する者	副市長
	三浦市政策部長
	三浦市総務部長
	三浦市立病院総病院長
	三浦市都市環境部長
	三浦市上下水道部長
第3条第5項第6号教育長	三浦市教育長
第3条第5項第7号 消防団長	三浦市消防団長
第3条第5項第8号 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者	日本郵便（株）三浦郵便局長
	東日本電信電話（株）取締役 神奈川事業部長
	東京電力パワーグリッド（株）藤沢支社横須賀制御所長
	東京ガス（株）神奈川支社長
	京浜急行バス（株）三崎営業所長
	京浜急行電鉄（株）三浦海岸駅長
第3条第5項第9号 学識経験のある者のうちから市長が任命する者	防衛大学校名誉教授
第3条第5項第10号 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者	陸上自衛隊第31普通科連隊第2中隊長
	海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室長
	三浦市医師会長
	三浦危険物安全協会長
	三浦市地域婦人団体連絡協議会
	三浦市子ども会指導者連絡協議会
	三浦市区長会第5部会

8-3 三浦市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、三浦市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日三浦市条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月5日三浦市条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

8-4 三浦市災害対策本部要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三浦市災害対策本部条例（昭和39年三浦市条例第12号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、三浦市災害対策本部（以下「災対本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部員)

第2条 条例第2条第3項に規定する本部員は、副市長、教育長、総病院長、部長（次条に規定する部長を除く。）及び三浦消防署長をもって充てる。

(部等)

第3条 条例第3条第1項の規定により災対本部に次の部を置き、各部に当該部の長（以下「部長」という。）を置く。

- (1) 災対本部運営部
- (2) 災対市民部
- (3) 災対教育部
- (4) 災対経済部
- (5) 災対保健福祉部
- (6) 災対病院部
- (7) 災対都市環境部
- (8) 災対上下水道部

2 前項第1号に規定する災対本部運営部に情報統括担当部長を置く。

3 第1項第1号に規定する災対本部運営部に次の班を置き、各班に当該班の長（以下「班長」という。）を置く。

- (1) 調整班
- (2) 物資車両班
- (3) 庶務班
- (4) 避難所支援班
- (5) 避難所班
- (6) 情報システム管理班
- (7) 情報整理班

(8) 会計班

4 前項に規定するもののほか、応急対策のため本部長が必要と認めるときは、部に班を置き、及び班に班長を置くことができる。

5 第1項に規定する部長は部の事務を、第3項及び前項に規定する班長は班の事務をそれぞれ掌理する。

(副本部長等)

第4条 副本部長には、副市長を充てる。

2 部長(前条第2項に規定する情報統括担当部長を含む。)に充てる本部員及び班長に充てる者は、別表第1に掲げるとおりとする。

(事務分掌)

第5条 第3条第1項に規定する部の事務分掌は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 第3条第2項に規定する班の事務分掌は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 緊急を要する業務が発生し、分担事務が繁忙であるとき、又は特殊な業務への対応については、部及び班は相互に援助しなければならない。

(本部会議)

第6条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において対策を講ずる必要があると認めるときは、本部会議を招集することができる。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員その他本部長が指名する職員をもって構成する。

(配備及び動員計画)

第7条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において対策を講ずる必要があると認めるときは、別表第4に定めるところにより、職員の配備及び動員を行うものとする。

2 各部長は、職員の配備及び動員を速やかに実施するため、部の実情に即した配備及び動員計画をあらかじめ定めておかななければならない。

(災害情報の収集)

第8条 各部長は、災害又は応急対策活動の状況について、絶えず正確な情報の収集に努めるとともに、収集した情報は直ちに情報統括担当部長に報告しなければならない。

2 情報統括担当部長は、前項の報告を受けたときは、収集した情報を整理し、分析した上で、速

やかに本部長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、三浦市災害対策本部条例（昭和 39 年三浦市条例第 12 号）適用の日から適用する。

附 則（昭和 41 年 9 月 10 日三浦市災害対策本部長訓令第 1 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 9 月 1 日三浦市災害対策本部長訓令第 1 号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 42 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 10 月 2 日三浦市災害対策本部長訓令第 1 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 10 月 1 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 25 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 28 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 29 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 28 日三浦市災害対策本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 30 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 29 日三浦市災害対策本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 28 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日三浦市災害対策本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 保健福祉部老人福祉保健センター一班の項を削る改正規定及び別表第 2 の改正規定中保健福祉部長（保健福祉部長）高齢介護班長（高齢介護課長）老人福祉保健センター班長（老人福祉保健センター所長）の項の改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日三浦市災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

部長及び班長の名称	部長及び班長に充てる者
災対本部運営部長	総務部長
災対市民部長	市民部長
災対教育部長	教育部長
災対経済部長	経済部長
災対保健福祉部長	保健福祉部長
災対病院部長	市立病院事務局長
災対都市環境部長	都市環境部長
災対上下水道部長	上下水道部長
情報統括担当部長	政策部長
調整班長	防災課長
物資車両班長	財産管理課長
庶務班長	人事課長
避難所支援班長	法制文書課長
避難所班長	税務課長
情報システム管理班長	統計情報課長
情報整理班長	政策課長
会計班長	会計課長

別表第2（第5条関係）

部の名称	部員に充てる者	事務分掌
災対本部運営部	総務部員、政策部員、会計課員、議会事務局員、監査委員事務局員及び選挙管理委員会事務局員（班員に充てられる者を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する市の総合的対策に関すること。 2 災害情報の統括に関すること。 3 各班との連絡調整に関すること。 4 その他応急対策特命に関すること。
災対市民部	市民部員（班員に充てられる者を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する事務のうち市民部の所掌事務に関すること。 2 災害時広報活動の実施に関すること。 3 ボランティア、市民組織等との連絡調整に関すること。 4 遺体の搬送に関すること。 5 その他応急対策特命に関すること。
災対教育部	教育部員（班員に充てられる者を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する事務のうち教育部の所掌事務に関すること。 2 教職員の配備及び動員に関すること。 3 その他応急対策特命に関すること。
災対経済部	経済部員及び農業委員会事務局員（班員に充てられる者を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する事務のうち経済部の所掌事務に関すること。 2 その他応急対策特命に関すること。
災対保健福祉部	保健福祉部員（班員に充てられる者を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する事務のうち保健福祉部の所掌事務に関すること。 2 災害時要援護者への支援に関すること。 3 福祉避難所への移送に関すること。 4 その他応急対策特命に関すること。
災対病院部	市立病院事務局員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する事務のうち市立病院の所掌事務に関すること。 2 その他応急対策特命に関すること。
災対都市環境部	都市環境部員（班員に充てられる者を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する事務のうち都市環境部の所掌事務に関すること。 2 災害廃棄物の保管及び処理に関すること。 3 その他応急対策特命に関すること。
災対上下水道部	上下水道部員（班員に充てられる者を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する事務のうち上下水道部の所掌事務に関すること。 2 その他応急対策特命に関すること。

別表第3（第5条関係）

班の名称	班員に充てる者	事務分掌
調整班	防災課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災对本部の管理に関する事。 2 本部長からの指示及び命令の伝達に関する事。 3 県、横須賀市及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 自衛隊、警察等への救援要請に関する事。 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請及び救助事務の連絡に関する事。 6 消防活動に関する事。 7 各部等との連絡調整に関する事。
物資車両班	財産管理課員、不動産活用課員及び契約課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対応に必要な食料、物品、資材その他の物資の調達及び供給に関する事。 2 車両の調達及び管理に関する事。
庶務班	人事課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対応職員の配置に関する事。 2 他の地方公共団体への応援要請に関する事。 3 他の部及び班の所掌に属しない事務に関する事。
避難所支援班	法制文書課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の開設に関する事。 2 避難所運営への支援に係る調整に関する事。 3 その他避難者への支援に関する事。
避難所班	税務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関する事。 2 避難所運営に関する事。
情報システム管理班	統計情報課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報システムの管理及び運営に関する事。 2 外部との通信手段の確保に関する事。
情報整理班	政策課員、財政課員、秘書課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民から寄せられる情報に関する事。 2 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関する事。 3 報道機関との調整に関する事。 4 災害時広報活動の支援に関する事。
会計班	会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する事務のうち会計課の所掌事務に関する事。 2 義援金、寄附金等の保管に関する事。

別表第4（第7条関係）

種別	配備及び動員する職員の範囲
第1号	行政職給料表の適用を受ける職員（当該規定を準用し、又はその例によることとされる者を含む。以下同じ。）で職務の級が5級以上であるもの。ただし、状況に応じて局地的災害への対策活動の可能な職員を増員することができる。
第2号	行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級以上であるもの。ただし、状況に応じて局地的災害への対策活動の可能な職員を増員することができる。
第3号	全職員とする。

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、市立病院に勤務する職員については、市立病院について定める配備及び動員計画による。
- 2 配備及び動員の発令の基準については、別に定める。

8-5 災害事前体制

(1) 地震災害時

区分	配備基準	配備及び動員する職員の範囲	発令者
情報センター	1 横浜地方気象台が、三浦市で震度4を観測し、発表したとき。 2 気象庁が、「相模湾・三浦半島」津波予報区にの津波注意報を発表したとき。	ア 防災課職員 イ その他状況により必要な職員を増員	総務部長

(2) 風水害時

区分	配備基準	配備要員	発令者
情報センター	1 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、及び高潮警報のいずれかが三浦市に発表されたとき。 2 台風接近のおそれがあるとき。 3 その他気象状況等の変動が予想される時。	ア 防災課職員 イ その他状況により必要な職員を増員	総務部長

※ 指令によらない参集

職員は、あらかじめ定められた動員及び配備計画に基づいて参集しますが、勤務時間外、休日において、大規模な災害が発生し、又は大災害の発生が予想される時は、動員指令を待つことなく、配備場所に参集します。この場合において、交通機関の不通、通行不能などにより配備場所に参集できないときは、最寄りの庁舎に参集します。

8-6 配備体制別配備人員一覧表

部	平時の課等	配備及び動員する職員の範囲		
		1号	2号	3号
災対本部運営部	人事課	1	3	6
	法制文書課	1	2	5
	財産管理課	3	3	10
	契約課	3	3	5
	税務課	2	9	19
	防災課	8	8	8
	会計課	2	3	3
	政策課	1	2	4
	市長室	3	6	7
	財政課	1	3	5
	統計情報課	2	5	5
	議会事務局	4	4	5
	監査委員事務局	1	1	4
	選挙管理委員会事務局	1	2	3
	小計	33	54	89
災対市民部	市民協働課	2	2	6
	市民サービス課	3	3	8
	南下浦出張所	2	2	4
	初声出張所	1	1	2
	小計	8	8	14
災対教育部	教育総務課	2	3	3
	学校教育課	4	5	6
	文化スポーツ課	1	3	4
	青少年教育課	1	1	2
	図書館		1	1
	南下浦市民センター	1	1	1
	初声市民センター			
	学校給食課	1	1	2
	小計	10	15	19

部	平時の課等	配 備		
		1号	2号	3号
災対経済部	営業開発課	1	2	5
	観光商工課	1	2	5
	農産課	2	5	5
	水産課	1	4	11
	農業委員会事務局	1	1	2
	小 計	6	14	28
災対保健福祉部	福祉課	1	4	13
	子ども課	3	3	11
	高齢介護課	1	3	12
	健康づくり課	3	3	7
	保険年金課	1	3	10
	小 計	9	16	53
災対都市環境部	都市計画課	2	5	10
	土木課	17	19	19
	環境課	1	1	5
	廃棄物対策課	1	2	4
	環境センター		2	12
	清掃事業所	1	5	20
	最終処分場建設担当	1	2	3
	小 計	23	36	63
災対上下水道部	営業課	1	5	5
	給水課	3	8	8
	下水道課	1	9	9
	小 計	5	22	22
合 計		94	165	288

8-7 三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害（以下第5条から第7条まで、第9条及び第10条において「令第1条の災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹

がいるときは、当該兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 令第1条の災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る令第1条の災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害

見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 令第1条の災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 令第1条の災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が令第1条の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が令第1条の災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がなく、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

- エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円
- 2 前項の規定にかかわらず、被災した住居を建て直す際に、当該住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情があるときは、市長は県知事と協議して、同項に規定する貸付限度額のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる貸付限度額とすることができる。
- (1) 前項第1号ウに該当する場合 350万円
 - (2) 前項第2号イに該当する場合 250万円
 - (3) 前項第2号ウに該当する場合 350万円
- 3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。
- (利率)
- 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。
- (償還等)
- 第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。
- (規則への委任)
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月5日三浦市条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年4月1日三浦市条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三浦市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、昭和52年2月1日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支払について、改正後の条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年10月2日三浦市条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三浦市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後

の条例第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 56 年 10 月 1 日三浦市条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三浦市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 25 日三浦市条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年 3 月 30 日三浦市条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定は、昭和 62 年 1 月 19 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 3 年 12 月 24 日三浦市条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 26 日三浦市条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 26 日三浦市条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

8-8 三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三浦市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(災害弔慰金支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

(災害援護資金の貸付け)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、借入申込書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前前年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月の初日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世

帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨の決定をしたときは、貸付決定通知書(様式第3号)により、借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨の決定をしたときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書により資金を貸付ける旨の通知を受けた者は、速やかに、保証人の連署した資金借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨の決定をしたときは、支払猶予承認通知書(様式第8号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨の決定をしたときは、違約金支払免除承認通知書(様式第11号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)に次の各号に掲げるいずれかの書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

2 市長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、償還免除承認通知書(様式第14号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

3 市長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しないものがあるときは、督促状を発行するもの

とする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、氏名等変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代って、その旨を届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

8-9 三浦市災害見舞金等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、災害により被害を受けた市民に対し、支給する見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 風水害、地震その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発をいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。
- (3) 全壊 災害により家屋の全部が崩壊、埋没、流失又は焼失した場合をいう。
- (4) 半壊 災害により家屋が2分の1程度破損（流失、焼失を含む。）した場合をいう。
- (5) 床上浸水 前2号に該当しない場合であって、災害による浸水が床上に達した場合をいう。
- (6) 負傷 災害により負傷し、3週間以上の療養を要するものをいう。
- (7) 死亡 災害により死亡（行方不明者で死亡したと認められる者を含む。）したものをいう。

(見舞金等の支給)

第3条 市長は、世帯主又は世帯主に準ずる者（以下「世帯主等」という。）が第1号から第4号までに該当するときは、当該世帯主等に見舞金を支給し、第5号に該当するときは、その遺族に弔慰金を支給する。この場合において遺族の範囲等については、三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三浦市条例第22号。以下「条例」という。）第4条の規定を準用する。

- (1) 全壊の被害を受けたとき。
- (2) 半壊の被害を受けたとき。
- (3) 床上浸水の被害を受けたとき。
- (4) 負傷したとき。
- (5) 死亡したとき。

(支給申請等)

第4条 見舞金等の支給を受けようとする者は、被災したときから6月以内に災害見舞金等支給申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、見舞金等の支給に関し被災者に対し、前項の申請書のほか必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(見舞金等の額)

第5条 第3条の規定による見舞金等の額は、次に定めるところによる。

種類	区分	支給額
見舞金	全壊	50,000円
	半壊	30,000円
	床上浸水	10,000円
	負傷	1人につき10,000円
弔慰金	生計維持者	200,000円
	その他の者	1人につき100,000円

(注) 家屋についての適用は、原則として、自らが居住の用に供するものに限る。

2 負傷者が見舞金を受領した後当該負傷に起因して死亡した場合の弔慰金の額は、前項に規定する弔慰金の額から既に支給した見舞金の額を減じた額とする。

(支給制限等)

第6条 市長は、被災者又は受給者が次の各号の一つに該当するとき又は広範囲の災害で特に必要と認めるときは、見舞金等の全額若しくは一部を減額し、又は既に支給した見舞金等を返還させることができる。

(1) 条例の適用を受け、弔慰金の支給を受けたとき。

(2) 故意又は過失その他これらに類する行為に起因して被災したと認められるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により見舞金等を受領したとき。

(その他)

第7条 災害に起因するもので、この規程に定めがないものについては、そのつど市長がこれを定める。

8-10 三浦市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における木造住宅の安全に対する市民意識の向上をはかり、災害に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、三浦市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年三浦市規則第4号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 個人所有の木造一戸建ての住宅をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（次号において「協会」という。）が木造住宅の耐震診断及び補強に関し定める方法で、市長が認めるものに基づいて行う耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であつて、協会が実施する木造住宅の耐震診断及び補強方法に係る講習で市長が認めるものを受講し、かつ、修了証を受領した者をいう。

(補助対象)

第3条 この要綱の対象となる木造住宅は、市内に存し、現に居住の用に供しているもので、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- (2) 地上2階建て以下の在来工法のもの
- (3) この要綱による耐震診断を受けたことのないもの

(補助の対象者)

第4条 この要綱による補助を受けることができる者は、本市に住所を有する者で、かつ、次のいずれかに掲げる者のうち、あらかじめ市長と協定を結んだ耐震診断技術者に木造住宅の耐震診断の実施を依頼したものとする。

- (1) 木造住宅の所有者
- (2) 木造住宅の使用人（当該住宅の所有者からこの要綱に基づく当該住宅の耐震診断の実施につき同意を得ている者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは、この要綱による補助を受けることができない。

- (1) 補助金の交付を申請する日の属する年度及び当該年度の前年度の本市の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（当該日において納期限が到来しているものに限る。）に滞納があるとき。
- (2) その者又はその者の同居者が三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第2号）第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要する経費の3分の2以内とし、その限度額は、1件につき2万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第38条第1項に規定する補助申請書に添付すべき参考書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建物平面図
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更届出)

第7条 規則第38条第2項の規定により、補助金交付の指令を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を中止し、廃止し、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外又は不当に使用したとき。
- (3) 規則及びこの要綱に違反したとき。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助の対象となった事業についての報告を求め、又は調査することができる。

(成果報告)

第10条 規則第38条第4項に規定する事業成果報告書に添付すべき参考書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震診断結果報告書
 - (2) 耐震診断費用に係る支払領収書の写し
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

8-11 三浦市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

平成19年三浦市告示第95号

改正

平成20年三浦市告示第77号

平成24年三浦市告示甲第23号

平成25年三浦市告示甲第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震性の向上を図り、災害に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震改修工事等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、三浦市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年三浦市規則第4号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 個人所有の木造一戸建ての住宅をいう。
- (2) 一般診断・耐震改修計画 三浦市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱(平成9年三浦市告示第20号)第2条第2号に規定する耐震診断(以下「簡易診断」という。)の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅について、同条第3号に規定する耐震診断技術者(以下「耐震診断技術者」という。)が行う耐震診断(以下「一般診断」という。)及びそれに基づき作成する耐震改修計画をいう。
- (3) 耐震改修設計図書 一般診断・耐震改修計画に基づき、耐震診断技術者が作成する耐震改修工事を施工するために必要な設計図書をいう。
- (4) 耐震改修工事に係る監理 耐震診断技術者が耐震改修工事の施工に関し行う確認、検査及び監理に係る報告書の作成をいう。
- (5) 耐震改修工事 一般診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅を総合評点1.0以上になるよう改修する補強工事で、耐震改修工事に係る監理が行われ、かつ、施工業者により施工されるものをいう。
- (6) 施工業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可(建築工事業又は大工工事業の許可に限る。)を受けている事業者をいう。

(補助対象)

第3条 この要綱の対象となる木造住宅は、次のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- (2) 地上2階建て以下の在来工法のもの
- (3) 簡易診断の結果、総合評点が1.0未満のもの

(補助の対象者)

第4条 この要綱による補助を受けることができる者は、本市に住所を有する者で、自己が所有し、かつ、自己の居住の用に供する木造住宅について、次条第1項各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは、この要綱による補助を受けることができない。

- (1) 補助金の交付を申請する日の属する年度及び当該年度の前年度の本市の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税(当該日において納期限が到来しているものに限り)に滞納があるとき。
- (2) その者又はその者の同居者が三浦市暴力団排除条例(平成23年三浦市条例第2号)第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助事業に要する経費の2分の1を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、補助事業1件につき、次の各号に掲げる区分に

応じて当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 一般診断・耐震改修計画の作成 2万5千円
- (2) 耐震改修設計図書の作成 5万円
- (3) 耐震改修工事に係る監理 2万5千円
- (4) 耐震改修工事 30万円

2 前項の規定にかかわらず、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2の規定の適用を受ける耐震補強工事に関して支給する補助金の額については、同条による所得税額の控除額を同項による補助金の額から差し引いた額とする。

（補助申請書の添付書類）

第6条 規則第38条第1項に規定する補助申請書に添付すべき参考書類は、次に掲げる補助事業の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる補助事業 簡易診断結果報告書の写し
- (2) 前条第1項第2号に掲げる補助事業 一般診断結果報告書及び耐震改修計画の写し
- (3) 前条第1項第3号及び第4号に掲げる補助事業 耐震改修設計図書の写し

（変更等の承認）

第7条 規則第38条第2項の規定により、補助金交付の指令を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は当該事業の遂行が困難となったときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（事業成果報告書の添付書類）

第8条 規則第38条第4項に規定する事業成果報告書に添付すべき参考書類は、次に掲げる補助事業の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第5条第1項第1号に掲げる補助事業 一般診断結果報告書、耐震改修計画及び支払領収書の写し
- (2) 第5条第1項第2号に掲げる補助事業 耐震改修設計図書及び支払領収書の写し
- (3) 第5条第1項第3号及び第4号に掲げる補助事業 耐震改修工事に係る監理関係書類及び支払領収書の写し

（取消し又は返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があったときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に交付された補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整理等）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

8-12 三浦半島・相模湾排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の3第1項の協議会として、三浦半島及び相模湾周辺海域（以下「相模湾」という。）において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生し、又はおそれがある場合の排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「三浦半島・相模湾排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(主な活動海域)

第3条 本協議会の主な活動海域は、横須賀港を除く横須賀市、三浦市を経て湯河原町（横須賀海上保安部管轄区域）までの地先海面及びその沖合とする。

2 前項の活動海域は、防除活動を円滑に行う必要があると認める時は、地理的状況及び施設の設置状況等を勘案して、2以上の海域に分割することができる。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
防除活動マニュアルには、
 - イ 連絡系統
 - ロ 人員、船艇、施設、防除資機材等の動員計画
 - ハ 出動船艇相互間の通信方法
 - ニ 油等の一時保管場所等を定めるものとする。
- (2) 油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (4) その他油等の防除に関する重要事項の協議

(会員)

第5条 協議会の会員は、油等の防除に係る関係行政機関、地方自治体、関係団体、民間団体等をもって構成する。

(役員及び任務)

第6条 協議会に、次の役員機関を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹事 | 4機関 |

- 2 会長は、横須賀海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、横須賀海上保安部次長及び湘南海上保安署長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会務を総理する。
- 4 幹事の役員機関は、会員機関の互選とし、会長を補佐し協議会の円滑な運営の任にあたる。

(役員任期)

第7条 役員（会長、副会長を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。

（総会）

第8条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。

- 2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長がおこなう。
- 3 会議の議長は会長が行い、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（総会の付議事項）

第9条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告の承認及び業務計画の審議決定
- (2) 会則等の制定改廃
- (3) 幹事の選出、承認
- (4) その他協議会の運営に必要な事項

（役員会）

第10条 役員会は、第6条第1項に定める役員機関をもって構成する。

- 2 役員会の招集は、会長が必要に応じ行う。
- 3 役員会の議長は、会長が行う。
- 4 役員会の成立及び議決については、総会の定めに従う。
- 5 会長は、必要と認める場合、役員機関以外の会員機関を役員会に出席させることができる。

（役員会の任務）

第11条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
- (2) 総会において決議した事項の執行
- (3) 防除活動マニュアルに関する企画・立案
- (4) 訓練の企画・立案及び実施
- (5) その他協議会の目的達成のため必要な事項

（資料の提出）

第12条 会員機関は、油等の防除の際に必要な次の資料（4月1日現在）を年1回会長に提出するものとする。

なお、変更が生じた場合はその都度提出するものとする。

- (1) 船艇、防除資機材等の保有状況及び動員計画
 - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等）
 - (3) その他必要な事項
- 2 会長は、前項の資料を取りまとめ、会員機関に配布するものとする。

（訓練）

第13条 協議会は、排出油事故発生時における各機関の防除活動に資するため、必要に応じ、情報伝達訓練等を行うものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第14条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防災に関する法律第43条の3第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、三浦半島・相模湾に係る同法第43条の2第

1 項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(出動要請及び情報提供)

第 15 条 会長は、三浦半島・相模湾に係る油等の排出事故が発生した場合において、必要と認められるときは、協議会の全部又は一部の会員に対し防除活動のための出動を要請することができる。

2 会長は、前項の出動要請を行う場合は、当該事故の原因者に対し、できる限り事前にその旨を連絡するものとする。

3 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、速やかに事故に関する情報を通知する。

(出 動)

第 16 条 前条第 1 項の出動要請を受けた会員機関は、速やかに防除活動に当たるものとする。

(総合調整本部の設置)

第 17 条 会長は、第 16 条第 1 項により出動要請を行った場合は、次条に定める業務を行うため、直ちに総合調整本部を設置するものとする。

2 総合調整本部は、会長、副会長、幹事及び会長が必要と認める者により構成し、総合調整本部長は、会長が兼務する。

(総合調整本部の業務)

第 18 条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- (1) 会員機関等が行う防除活動の調整
- (2) 会員機関相互の情報交換
- (3) 油等の状況の変化等に伴う出動勢力の調整

(経常的経費の負担)

第 19 条 総会、役員会、訓練等通常の活動に伴い必要となる経常的経費は、原則として各機関の自己負担とする。

(防除活動に要した経費の求償)

第 20 条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第 21 条 防除活動に出動した各機関に所属する者が活動のために災害(負傷、疾病障害又は死亡をいう。)を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第 22 条 協議会の事務局は、横須賀海上保安部警備救難課に置く。

附 則

この会則は、平成 16 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 7 月 13 日から施行する。

8-13 三浦半島・相模湾排出油防除協議会 会員名簿

No.	機 関 名	No.	機 関 名
1	横須賀海上保安部	34	藤沢警察署
2	湘南海上保安署	35	茅ヶ崎警察署
3	横須賀市	36	平塚警察署
4	鎌倉市	37	大磯警察署
5	逗子市	38	小田原警察署
6	三浦市	39	横須賀市消防局
7	葉山町	40	逗子市消防本部
8	藤沢市	41	葉山町消防本部
9	茅ヶ崎市	42	大磯町消防本部
10	平塚市	43	二宮町消防本部
11	小田原市	44	湯河原町消防本部
12	大磯町	45	三和漁業協同組合上宮田支所
13	二宮町	46	みうら漁業協同組合
14	真鶴町	47	三和漁業協同組合城ヶ島支所
15	湯河原町	48	みうら漁業協同組合諸磯支所
16	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	49	三和漁業協同組合
17	神奈川県安全防災局危機管理部危機管理対策班	50	長井漁業協同組合
18	神奈川県環境農政局水・緑部水産課	51	横須賀市大楠漁業協同組合
19	神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課	52	葉山町漁業協同組合
20	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	53	小坪漁業協同組合
21	神奈川県湘南地域県政総合センター	54	神奈川県石油業協同組合
22	神奈川県西湘地域県政総合センター	55	神奈川県水難救済会
23	神奈川県東部漁港事務所	56	三浦救難所
24	神奈川県西部漁港事務所	57	南下浦救難所
25	神奈川県横須賀土木事務所	58	長井救難所
26	神奈川県平塚土木事務所	59	大楠救難所
27	神奈川県藤沢土木事務所	60	神奈川県漁業協同組合連合会
28	神奈川県小田原土木事務所	61	腰越救難所
29	横須賀警察署	62	大磯救難所
30	三崎警察署	63	小田原救難所
31	逗子警察署	64	真鶴救難所
32	葉山警察署	65	平塚救難所
33	鎌倉警察署		

9 消防団

9-1 消防団詰所及び車両等一覧

No.	分 団 名	所 在 地	消防ポンプ車 (台)	小型ポンプ + 積載車 (台)
1	第1分団	三崎 1丁目 14-16	1	—
2	第2分団	三崎 5丁目 244-2	1	—
3	第3分団	三崎町城ヶ島 466-8	—	1
4	第4分団	三崎町六合 658-5	1	—
5	第5分団	三崎町小網代 507-23	1	—
6	第6分団	宮川町 14-36	—	1
7	第7分団	南下浦町上宮田 1185-6	1	—
8	第8分団(金田)	南下浦町金田 985	—	1
9	第8分団(菊名)	南下浦町菊名 162-4	—	1
10	第9分団(松輪)	南下浦町松輪 351-3	—	1
11	第9分団(毘沙門)	南下浦町毘沙門 1460-2	—	1
12	第10分団(和田)	初声町和田 2631-1	—	1
13	第10分団(高円坊)	初声町高円坊 1092	—	1
14	第11分団(入江)	初声町入江 245-1	—	1
15	第11分団(飯森)	南下浦町上宮田 2539-4	—	1
16	第12分団	初声町三戸 1090-3	—	1
17	防災学習車	初声町下宮田 5-11	—	—
合計	12 箇分団・16 詰所車庫・1 防災学習車		5	11